

改 正 後

改 正 前

(棚卸資産の評価方法の選定に係る取扱いの準用)

(新 設)

2-3-21 売買目的有価証券(法第61条の3第1項第1号《売買目的有価証券の期末評価額》に規定する売買目的有価証券をいう。)を保有する場合の当該売買目的有価証券に係る令第119条の5第1項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の選定及びその手続》の規定の適用に当たっては、5-2-18《評価方法の選定単位の細分》の取扱い(事業所別の評価方法の選定に係る取扱いに限る。)を準用し、有価証券の評価の方法について変更承認申請書の提出があった場合における令第119条の6第3項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更の手続》の規定の適用に当たっては、5-2-20《評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)の取扱いを準用する。

第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等

(新 設)

(利益等の資本組入れと株式分割とが行われた場合の株式の取得価額)

(新 設)

2-3-22 法人がその有する株式につき、商法第293条ノ2《利益の資本組入れ》の規定による利益の資本組入れ又は同法第293条ノ3《準備金の資本組入れ》の規定による準備金(利益積立金額に相当する金額に限る。)の資本組入れ(以下2-3-22において「利益等の資本組入れ」という。)と同法第218条《株式の分割》の規定による株式分割とが行われた場合には、利益等の資本組入れについては令第119条の3第2項《みなし配当金額がある場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》の規定を、株式分割については同条第3項《株式分割等の場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》の規定をそれぞれ適用することに留意する。

(注) この場合において、同項に規定する株式分割等の直前の帳簿価額は、同条第2項の規定の適用後の同項に規定する一単位当たりの帳簿価額とする

ことに留意する。

(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)

(新 設)

2-3-23 令第119条の3第5項《追加型株式投資信託に係る特別分配金の支払があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》に規定する「元本の払戻しに相当する金銭の交付」とは、いわゆる個別元本方式による公社債投資信託以外の追加型証券投資信託に係る特別分配金の支払をいうのであるから留意する。

(注) 当該特別分配金は、元本の払戻しとしての性質を有するものであり、法第23条《受取配当等の益金不算入》の規定の適用の対象とならない。

(無償減資があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)

(新 設)

2-3-24 法人の有する株式(出資を含む。以下2-3-25までにおいて「旧株」という。)の一部がその旧株を発行した法人の無償による減資により消滅した場合におけるその減資直後の令第119条の2第1項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法》に規定する一単位当たりの帳簿価額は、令第119条の3第6項又は第119条の4《有償減資があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》の規定に準じ、旧株一単位当たりの帳簿価額にその減資の直前においてその法人の有する旧株の数を乗じて計算した金額をその減資の直後においてその法人の有する旧株の数で除して計算した金額とする。

(新株引受権を譲渡した場合等の原価)

(新 設)

2-3-25 法人が株主の地位に基づき金銭の払込みを要する増資により新株引受権の割当てを受けた場合において、当該新株引受権若しくは旧株をその金銭の払込み前に譲渡したとき又は令第139条の3第1項各号《一株未満の株式の処理の場合等の所得計算の特例》に掲げる1株未満の株式若しくは失

改 正 後

改 正 前

権株につき代わり金の交付を受けたときは、次の算式により計算した金額を当該譲渡の対価に係る原価とし、又は法人の経理を条件として当該代わり金に係る原価とする。

(算式)

$$\left\{ \frac{\text{旧株1株当たりの従前の帳簿価額} + \frac{\text{新株1株当たりの払込金額} + \frac{\text{資本又は出資に組み入れた利益積立金額}}{\text{新株の総数}}}{1 + \frac{\text{旧株1株当たりの新株割当数}}{\text{新株1株当たりの払込金額}}} \right\} \times \frac{\text{旧株1株当たりの新株割当数}}{\text{譲渡した新株引受権若しくは旧株の数、1株未満の株式数又は失権株数}}$$

(注)1 算式中の「1株未満の株式数」とは、旧株数に旧株につき割り当てられた新株の割合を乗じて計算した数に1株に満たない端数がある場合のその端数(端株原簿に記載されなかったものに限る。)をいう。

2 算式中の「新株1株当たりの払込金額」の控除は、新株引受権を譲渡した場合に限られる。

第5款 有価証券の時価評価損益

(専担者売買有価証券の意義)

2-3-26 令第119条の12第1号《売買目的有価証券の範囲》に規定する専担者売買有価証券とは、いわゆるトレーディング目的で取得した有価証券をいうのであるから、基本的には、法人が、特定の取引勘定を設けて当該有価証券の売買を行い、かつ、トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署(関係会社を含む。)により運用がされている場合の当該有価証券がこれに当たすることに留意する。

(新設)

(新設)